

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○高知県議会定例会の招集（財政課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	2
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（2件）（経営支援課）	2
○公共測量の実施の通知（4件）（用地対策課）	3
○公共測量の終了の通知（7件）（ 〃 ）	3
○道路の区域変更（2件）（道路課）	3
公告	
○令和7年度登録販売者試験の実施（薬務衛生課）	4
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	4
○都市計画公聴会の開催（3件）（都市計画課）	4
高知県公安委員会規則	
◎認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	5

規則

高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第55号

高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則
高知県立幡多看護専門学校学則（平成18年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。
第28条第2項第1号中「第8条第1項」を「第4条第1項」に改める。
別表中「（第3条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第56号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
別表第1の別図1を次のように改める。

別図1 高知港潮江2号泊地内の制限区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第403号

高知県議会定例会を、令和7年6月13日に高知県議会議事堂に招集する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第404号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
訪問看護ステーションおくのさと 室戸市元甲1076番地 令7・3・1

訪問看護ステーション志 土佐市高岡町乙3271-6 " 4・1

訪問看護ステーションおくめ 高岡郡四万十町琴平町9番18号 " " "

西川デンタルクリニック 南国市物部1512番地 " 5・23

高知県告示第405号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により南国市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和7年4月高知県告示第279号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

T S U T A Y A 南国店
南国市篠原194番地1ほか

3 意見の概要
意見なし

高知県告示第406号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」とい

う。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により須崎市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和7年5月高知県告示第370号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ桐間西店
須崎市桐間西110番ほか
- 3 意見の概要
意見なし

高知県告示第407号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年5月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（3・4級基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和7年5月19日から令和8年3月14日まで
- 3 作業地域
高岡郡檮原町太郎川地区

高知県告示第408号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年5月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測深（レベル500））
- 2 作業期間
令和7年5月19日から同年11月28日まで
- 3 作業地域
仁淀川水系仁淀川、宇治川及び波介川

高知県告示第409号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年5月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）
- 2 作業期間
令和7年5月1日から同年12月15日まで
- 3 作業地域
室戸市吉良川町乙地区

高知県告示第410号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年5月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和7年4月17日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
安芸市穴内

高知県告示第411号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和5年12月高知県告示第767号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月16日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第412号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年6月高知県告示第420号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第413号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年6月高知県告示第422号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第414号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年6月高知県告示第423号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第415号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和7年1月高知県告示第64号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第416号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和7年1月高知県告示第66号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第417号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和7年2月高知県告示第81号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）

香美市物部町別府字八幡荒362番2から香美市物部町別府字八幡荒364番5まで	前	17.4 }	47
	後	17.4 }	47

高知県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知伊予三島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
土佐郡大川村高野字トヲノ谷220番4から土佐郡大川村高野字トヲノ谷218番1まで	前	6.9 }	260
	後	20.3 }	260

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和7年度登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時
令和7年10月21日（火）午前10時から午後3時30分まで
- 試験の場所
高知市栈橋通二丁目1番53号 高知県立県民体育館
（受験者が多数の場合は、試験の場所を変更し、又は追加することがある。）

- 試験手数料
15,000円
- 試験手数料の納付方法
（1） 高知県電子申請サービスを使用する方法により受験申請書を提出する場合
クレジットカードを利用して納付すること。
（2） 直接又は郵送により受験申請書を提出する場合
高知県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。
- 受験申請書の提出期間
（1） 高知県電子申請サービス（https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11842）を利用する方法により提出する場合
令和7年7月11日（金）午前8時30分から同月25日（金）午後5時15分までの間に受け付ける。
（2） 直接又は郵送により提出する場合
令和7年7月11日から同月25日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和7年7月25日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験申請書を直接又は郵送により提出する場合の提出先
（1） 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知県健康政策部薬務衛生課
（2） 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課
- 合格者の発表
令和7年11月28日（金）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- その他



土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、芸西土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏 名 住 所

- （退任）
- | | | |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 宮崎 妙志 | 安芸郡芸西村和食甲4210番地 |
| 〃 | 上杉 卓朗 | 〃 〃 馬ノ上778番地 |
| 〃 | 竹内 英樹 | 〃 〃 和食甲1723番地3 |
| 〃 | 小松 幸正 | 〃 〃 〃 5812番地2 |
| 〃 | 筒井 潤 | 〃 〃 〃 2653番地1 |
| 〃 | 岡村 進 | 〃 〃 馬ノ上2048番地 |
| 〃 | 横井 克明 | 〃 〃 〃 1005番地2 |
| 〃 | 下司 良介 | 〃 〃 〃 1200番地1 |
| 〃 | 山本 伸 | 〃 〃 西分甲1052番地 |
| 〃 | 谷山 広明 | 〃 〃 和食甲1817番地 |
| 〃 | 山内 澄夫 | 〃 〃 馬ノ上666番地 |
| 〃 | 岡村 佳和 | 〃 〃 西分甲4386番地 |
| 監事 | 岡村 悟 | 〃 〃 馬ノ上582番地 |
| 〃 | 坂本 好史 | 〃 〃 和食甲1864番地10 |
| 〃 | 岡村 昭 | 〃 〃 西分甲1335番地2 |

- （就任）
- | | | |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 宮崎 妙志 | 安芸郡芸西村和食甲4210番地 |
| 〃 | 上杉 卓朗 | 〃 〃 馬ノ上778番地 |
| 〃 | 竹内 英樹 | 〃 〃 和食甲1723番地3 |
| 〃 | 小松 幸正 | 〃 〃 〃 5812番地2 |
| 〃 | 筒井 潤 | 〃 〃 〃 2653番地1 |
| 〃 | 岡村 進 | 〃 〃 馬ノ上2048番地 |
| 〃 | 横井 克明 | 〃 〃 〃 1005番地2 |
| 〃 | 下司 良介 | 〃 〃 〃 1200番地1 |
| 〃 | 山本 伸 | 〃 〃 西分甲1052番地 |
| 〃 | 谷山 広明 | 〃 〃 和食甲1817番地 |
| 〃 | 前田 好忠 | 〃 〃 馬ノ上706番地 |
| 〃 | 久保 吉史 | 〃 〃 西分甲894番地 |
| 監事 | 小松 敏英 | 〃 〃 馬ノ上859番地 |
| 〃 | 坂本 好史 | 〃 〃 和食甲1864番地10 |
| 〃 | 岡村 昭 | 〃 〃 西分甲1335番地2 |



都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

令和7年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 都市計画の種類

佐川都市計画道路 2 縦覧図書 佐川都市計画道路（3・6・1号加茂越知線）の決定（原案） 3 都市計画の案の縦覧場所 高知県土木部都市計画課及び佐川町役場 4 都市計画の案の縦覧期間 令和7年6月6日（金）から同月20日（金）まで 5 公聴会の開催日時 令和7年6月30日（月）午後2時から 6 公聴会の開催場所 高岡郡佐川町甲1650—2 佐川町役場2階大会議室 7 公述申出書の提出期限 令和7年6月20日 ~~~~~ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。 なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。 令和7年6月6日 高知県知事 濱田 省司 1 都市計画の種類 越知都市計画道路 2 縦覧図書 越知都市計画道路（3・6・1号加茂越知線）の決定（原案） 3 都市計画の案の縦覧場所 高知県土木部都市計画課及び越知町役場 4 都市計画の案の縦覧期間 令和7年6月6日（金）から同月20日（金）まで 5 公聴会の開催日時 令和7年7月2日（水）午後2時から 6 公聴会の開催場所 高岡郡越知町越知甲2457 越知町保健福祉センター 7 公述申出書の提出期限 令和7年6月20日 ~~~~~ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、	高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。 なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。 令和7年6月6日 高知県知事 濱田 省司 1 都市計画の種類 高知広域都市計画道路 2 縦覧図書 高知広域都市計画道路（3・6・94号波川加茂線）の決定（原案） 3 都市計画の案の縦覧場所 高知県土木部都市計画課並びにいの町役場及び日高村役場 4 都市計画の案の縦覧期間 令和7年6月6日（金）から同月20日（金）まで 5 公聴会の開催日時 令和7年7月3日（木）午後2時から 6 公聴会の開催場所 吾川郡いの町1700—1 いの町役場本庁舎1階103会議室 7 公述申出書の提出期限 令和7年6月20日 ----- 公 安 委 員 会 規 則 ----- 認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年6月6日 高知県公安委員会委員長 前田 みか 高知県公安委員会規則第10号 認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項第3号中「180分」を「150分」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	
---	--	--